

特定非営利活動法人

全国万引犯罪防止機構 平成 26 年度臨時総会

## 議 案 書

日時：平成 27 年 1 月 20 日（火） 14:00～17:00

場所：主婦会館 7 階 カトレアの間

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

# NPO 法人全国万引犯罪防止機構 臨時総会・報告・シンポジウム

## 次 第

日時：平成 27 年 1 月 20 日（火）14:00～17:00

会場：主婦会館 7 階 カトレア（東京都千代田区六番町 6-15：四ツ谷駅前）

### 1. 臨時総会・・・14:00～14:45

- (1) 開 会
- (2) 理事長挨拶
- (3) 経過報告
- (4) 臨時総会議長選出
- (5) 議事

第 1 号議案 役員（理事）の異動に関する件

第 2 号議案 役員（理事）の新任の件

第 3 号議案 高齢者万引対策に関する提言の件

第 4 号議案 防犯画像の取扱いに関する提言の件

第 5 号議案 第 4 号議案の提言の推進に伴う防犯情報共有コンソーシアム（仮称）構築の件

第 6 号議案 集団窃盗等の情報の取扱いに関する提言の件

第 7 号議案 被害者等通知制度の普及推進に関する件

### (6) 閉会

### 2. (1) 関連機関による調査報告 14:50～15:35

① 「平成 26 年版犯罪白書の概要～万引事犯者と再犯を中心に～」  
法務省 法務総合研究所研究部 統括研究官 町田 鉄男氏

② 「日本チェーンドラックストア協会の集団窃盗対応」  
同協会 マネージャー 植栗 雄太氏

### (2) シンポジウム：3つの提言に関する報告 15:40～16:45

① コーディネータ：本機構副理事長竹花豊（東京ビックサイト社長  
元東京都副知事、元警察庁生活安全局長）

### ② パネリスト：

・高齢者万引防止対策小委員会委員：

(株)さえきセルパホールディングス・山崎 真久氏

・防犯画像の取扱いに関する小委員会委員：

首都大学東京都市教養学部教授（刑事法）・星 周一郎氏

・集団窃盗に関する小委員会委員：

本機構理事・自動車用品小売業協会事務局長 山下 睦氏

### (3) 質疑応答及びコメント・・・16:45～17:00 以上

## 経過報告（平成 26 年 6 月通常総会以降）

### 1. 総務・事務局関連

- ・理事会・通常総会後の処理：  
25 年度事業報告、議事録作成、役員変更届・定款変更届の提出
- ・委員長会議：毎月開催  
小委員会（高齢者対策万引に対する調査研究・防犯画像の取扱い  
関する調査研究・集団窃盗の情報の取扱いに関する調査研究）の  
経過報告と検討、事務局会議の結果報告と検討、他
- ・財務委員会：財務体質の強化、会員増強、
- ・事務局会議：毎週月曜日午前開催・・・当面課題の迅速な処理  
認定NPO・仮認定申請への準備、助成事業の申請と実施、他
- ・警察庁生活安全局訪問：9 月 10 日・・・竹花副理事長、事務局  
官房審議官、生活安全企画課長、少年課長出席
- ・経済産業省商務情報政策局情報経済課訪問：11 月 10 日・・・事務局  
法執行専門職、担当出席
- ・経済産業省商務情報政策局情報通信機器課訪問：12 月 3 日・・・事務局  
情報通信機器課長以下 3 名出席
- ・法務省刑事局訪問：12 月 11 日・・・事務局  
刑事法制企画官以下 5 名出席
- ・広報委員長の交代：平成 27 年 1 月

### 2. 調査研究事業

- 1) 第 10 回万引に関する全国青少年意識調査
  - ① 調査予告発送：平成 26 年 11 月 28 日
  - ② 本調査発送：12 月 5 日
  - ③ 回収：1 月 14 日 小：37 中：33 高：32 計 102(72.3%)
- 2) 第 10 回全国万引被害実態調査⇔東京万引き防止官民合同会議との合同調査
  - ① 調査票の見直し及び対象企業のチェック・・・12 月下旬
  - ② 本調査票発送：1 月 15 日
- 3) 第 2 回万引防止啓発のための壁新聞掲示：日本宝くじ協会の助成事業
  - ① 6 月 18 日万防機構通常総会で配布完了を報告
  - ② 文部科学省、警察庁、日本小売業協会、日本万引防止システム協会の協力
  - ③ 全国への配布 中学校 22,000 枚、全国信用金庫 8,000 枚
  - ④ 今後の希望：壁新聞、リーフレットの希望が多い

### 3. 建議提言事業

#### 1) 3つの小委員会 の提言

- ・高齢者万引に関する調査研究
- ・防犯画像の取り扱いに関する調査研究
- ・集団窃盗等に関する調査研究

#### 2) 盗品のネット処分に関する実態調査：公的な調査データの存在しない盗難品のネット処分の実態を小売業側及び関係機関より調査し、エビデンスを作成する

- ① 平成24年2月の建議・提言を受けての調査
- ② 調査内容：事例調査及び関係機関の調査、他
- ③ 通常総会（平成27年6月）で報告予定

#### 3) 平成27年版 万引防止年間チャートの作成：平成27年1月5日 HPにUP

### 4. 普及啓発事業

#### 1) 「講師派遣」

- ・6月16日 葛飾区立双葉中学
- ・6月20日 大宮市立指扇中学校
- ・6月25日 そごう・西武 防犯責任者研修会
- ・7月10日 新日本スーパーマーケット協会
- ・7月15日 八王子市生涯学習センター
- ・7月17日 日本ショッピングセンター協会
- ・7月22日 東京商工会議所
- ・7月25日 福岡県万引防止協議会
- ・9月1日 「万引防止のための防犯責任者養成講座」
- ・10月13日 小平市立第四中学校
- ・10月7日 東海商工会議所
- ・10月14日 東村山警察署

#### 2) 「後援名義」

- ・日本チェーンドラッグストア協会「平成26年度万引防止ポスター」
- ・埼玉県警察本部及び埼玉県販売防犯連絡協議会「第28回少年育成県民大会」
- ・全国少年警察ボランティア協会「第21回少年問題シンポジウム」
- ・おやじ日本「創立10周年全国大会」

#### 3) 「報道機関への協力」

- ・6月20日 富山新聞
- ・6月26日 NHK総合テレビ
- ・7月1日 警備保障タイムス
- ・7月10日 セキュリティ産業新聞

- ・7月15日、7月25日 警備保障タイムス
- ・8月8日、8月22日 朝日新聞
- ・8月8日、8月13日 毎日新聞
- ・8月11日 読売新聞
- ・8月13日 NHK総合テレビ
- ・8月23日 テレビ朝日
- ・8月29日 産経新聞
- ・9月1日 「ボランティアチェーン9月号」(日本ボランタリーチェーン協会機関誌)
- ・9月1日 ポプラ社 「高齢初犯」
- ・9月22日 信濃毎日
- ・10月18日 朝日新聞
- ・10月30日 NHK総合テレビ
- ・平成27年1月8日 テレビ朝日
- ・ 1月9日 TBS

#### 4) 「委員派遣」

「警視庁」・・・「東京万引防止官民合同会議」：本機構各理事

・「万引き防止シンポジウム」

第4回 平成26年6月30日・グランドアーク半蔵門(出席者約100名)

・「万引き追放SUMMERキャンペーン」

第6回 平成26年7月29日 日比谷公会堂(出席者約1200名)

・「東京万引防止官民合同会議」

第10回 平成26年11月26日・グランドアーク半蔵門(出席者約120名)

・「万引き防止のための防犯責任者養成講座」

第8回 平成26年9月1日・グランドアーク半蔵門(出席者約110名)

・各委員長訪問ミーティング

調査研究委員会：10月8日増井委員長(本機構 理事)

教育研修委員会：10月10日若松委員長(本機構 理事)

防犯設備委員会：10月29日池野委員長(本機構 理事)

広報委員会：10月24日桑島委員長(本機構 理事)

総務委員会：11月4日桜井委員長(警視庁生活安全総務課長)

・委員長会議：11月12日土方共同議長(日本小売業協会会長)主催

「都庁」

・「こどもに万引きをさせない連絡協議会」(若松・福井)

平成26年6月5日、12月19日

「東京都商店街振興組合連合会」

・高齢者万引に関するアンケート調査（稲本）

平成 26 年 5 月 28 日、7 月 15 日、9 月 29 日、10 月 30 日

5. 情報収集・提供事業

1) 情報収集

- ・全国都道府県万引防止協議会との連携
- ・報道関係の取材対応

2) 情報提供

- ・万防時報発行・・・17号：平成26年9月10日発行
- ・ホームページ更新・・・都度更新・・・アクセス数・月約40,000件
- ・本機構パンフレット更新

6. その他

- 1) 助成金申請への応募：一般財団法人日本宝くじ協会  
公益財団法人日工組社会安全財団  
日本郵便(株) 年賀寄付金配分
- 2) 会計事務サポート（無償） 中原 徹 税理士事務所

7. 今後の予定

- 1) 認定NPO法人申請：平成27年3月末
- 2) 通常総会：平成27年6月17日(水)午後  
理事会：27年度第1回・平成27年4月、第2回・6月17日通常総会前
- 3) 本機構10周年宣言、10年の歩みを織り込んだパンフレット作成  
通常総会に向けて準備
- 4) 「業界別万引対策会議」の開催  
業界統一的な対策ではなく、業界別の万引対策を検討する会議の開催
- 5) ネット上の盗品流通防止に関する提言の検討と結果の公表  
平成24年2月に発表したネット上の盗品流通防止提言のフォローアップ
- 6) (一社)新日本スーパーマーケット協会主催「第49回スーパーマーケット・  
トレードショー」に対する出講協力：  
日時；2月12日11：00～11：45  
会場；東京ビックサイト東ホール  
講師；竹花副理事長  
演題；「万引防止のために店舗がやれること」
- 7) 日経新聞社主催「SECURITY SHOW2015」に対する出講協力：  
日時；3月6日10：40～12：00

会場；東京ビックサイト会議棟6階605+606会議室（定員230名）

パネルディスカッション進行；竹花副理事長

パネリスト；首都大学東京都市教養学部法学系教授 星 周一郎氏

（株）市川ビル 窃盗撲滅プロジェクトCD推進部長 長田康文氏

（一社）全国警備業協会 山本 正彦氏

本機構理事 佐藤 聖

テーマ；「防犯画像の取扱いに際してのセキュリティポリシー構築に向けて」

以上

## 議案

### 第1号議案 役員(理事)の異動に関する件

- ① 理事の交代：松本治男氏⇒田中法昌氏（全国防犯協会連合会）
- ② 理事退任：新谷雄二氏 日本テレビゲーム商業組合解散による

### 第2号議案 役員(理事)の新任に関する件

- ① 弁護士法人松尾総合法律事務所 弁護士 菊間千乃氏
- ② 本機構顧問 山村 秀彦

### 第3号議案 高齢者万引に関する提言の件

高齢者万引対策に関する調査研究小委員会の結果

### 第4号議案 防犯画像の取扱いに関する提言の件

防犯画像の取扱いに関する調査研究小委員会の結果

### 第5号議案 第4号議案の提言の推進に伴う防犯情報共有コンソーシアム(仮称)構築の件

防犯画像情報を本来の利用目的を逸脱せず、法令違反または悪用する可能性が無い団体及び団体間での共同利用を目的とする万防機構を中心としたコンソーシアムを構築する

### 第6号議案 集団窃盗等の情報の取扱いに関する提言の件

集団窃盗等の情報の取扱いに関する調査研究小委員会の結果

### 第7号議案 被害者等通知制度の普及推進の件

万引犯罪の全件警察への届出のより一層の促進のため、届出後の事件処理結果等の被害者等に対する通知制度の普及推進を図る

以上

## 第2号議案

### 新理事候補 菊間千乃弁護士

#### 学歴

|          |  |
|----------|--|
| 平成3年4月   | 早稲田大学法学部入学   |
| 平成7年3月   | 同大学法学部卒業   |
| 平成17年4月  | 大宮法科大学院大学入学（夜間主）   |
| 平成21年3月  | 同大学院大学修了   |
| 平成22年9月  | 司法試験合格   |
| 平成22年11月 | 司法修習生採用（新64期）  |
| 平成23年12月 | 司法修習修了   |
| 平成25年7月  | 米国（ダラス） The Center for American and International Law における夏期講座修了 |

#### 職歴

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 平成7年4月   | 株式会社フジテレビジョン入社 アナウンス室配属 |
| 平成19年12月 | 株式会社フジテレビジョン退社          |
| 平成23年12月 | 弁護士登録（第2東京弁護士会）         |
| 平成24年1月  | 弁護士法人松尾総合法律事務所入所        |

#### 主な業務分野

訴訟、会社法、国際私法

#### 著書

共著「Q&A 外国人をめぐる法律相談」（新日本法規出版 平成24年）



## 第5号議案

### 第4号議案の提言の推進に伴う防犯情報共有コンソーシアム(仮称)構築の件

#### <内 容>

小売業と警備業の両方の組織が必要な防犯情報共有するためのコンソーシアムを構築し「共同利用」の推進を図る。

現在審議中の個人情報保護法改正案にあるプライバシー保護のための第三者機関の設立を待って対処する。

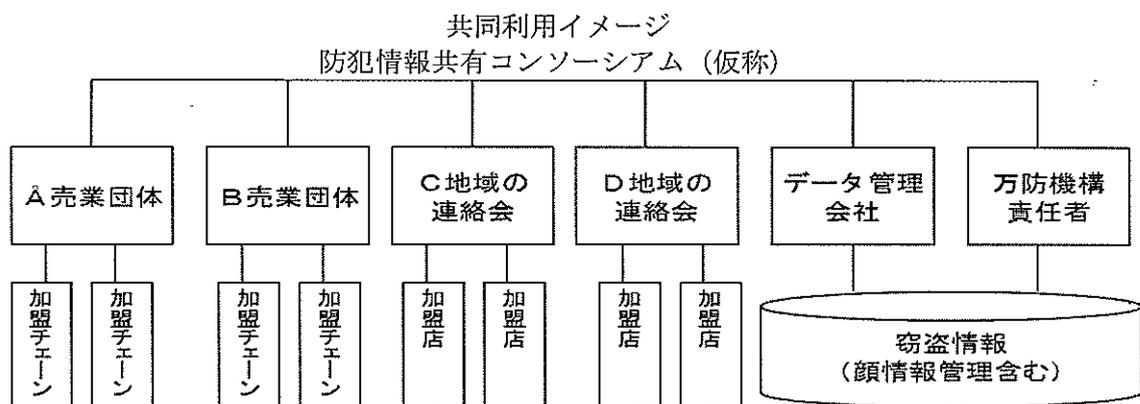
同時に各小売業団体や警備業団体と防犯情報共有コンソーシアム構築の必要性や役割を協議していく。

#### <前提条件>

平成22年10月から全国でスタートした「警察への届出の徹底」及び捜査協力の観点から、官民合同の共同利用が望ましいと考える。

#### <進め方>

1. 臨時総会后、各団体との防犯情報共有コンソーシアム構築の必要性や役割を協議していく。
2. その協議において、必須項目である①データの項目、②共同利用の範囲を加盟団体のHPに掲示、③利用目的(この場合は犯罪予防または防犯)、④責任者を決めたい。
3. 3月末までに、プライバシー保護のための第三者機関が設立された場合、当機構が窓口になりコンソーシアムの設立を協議する。
4. 仮に第三者機関が設立されない場合においても、所管する省庁とコンソーシアムの設立を協議する。
5. 上記の協議の中で、パブコメにあった「防犯情報を取り扱う個人情報管理者資格」検定制度の必要性について意見をまとめた。



以上

## 第7号議案

### 犯罪被害者等通知制度の普及推進の件

#### 1. 主旨

全国の小売業・サービス業は警察当局の協力要請に対応して万引被害の全件通報に努めているが、事後の処理に関しては必ずしも認識できていない。通報した万引被害に関してどのような処理がなされたかの情報を得ることができれば、被害者として今後の対策に活かすことができ、全件通報への意欲も高まると考えられることから、万防機構では、少なくとも立件された事件に関して、法務省（検察庁）が平成11年から実施している「犯罪被害者等通知制度」の周知に協力することとする。

#### 2. 犯罪被害者等通知制度

##### (1) 制度の開始

検察庁において、平成11年4月1日から全国統一の制度を実施している。

##### (2) 通知の対象事件

罪名等に限定を設けず、受理したすべての事件（少年事件を含む）が対象。

##### (3) 通知の対象者

被害者、親族及びその代理人等（婚約者等を含む）並びに目撃者等の参考人

##### (4) 通知を行なう場合等

被害者があらかじめ通知を希望する場合または被害者等から照会がなされた場合に通知することとし、被害者等の取調べを実施した時に通知希望の有無が確認される。また、被害者が死亡した事件等の重大事件では、取調べを実施しない場合でも通知希望の有無が確認される。

##### (5) 通知の内容

事件の処理結果、公判期日、裁判結果等の他、希望がある時は不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等が通知される。

##### (6) 通知されない場合

通知制度の趣旨に沿わない時、関係者の名誉等を不当に害するおそれのある時、捜査または公判の運営に支障を生じるおそれのある時、犯人の改善、更正を妨げるおそれのある時など検察官が通知することが相当でないと認める時は通知されない。

##### (7) 通知を受けるための手続き

事件を担当する検察官・検察事務官または被害者支援員に、通知希望の有無や通知を希望する事項を申し出る。書式例にあるように、警察担当者を通じて検察庁の「事件番号」を確認し、事件を特定して申し出ることが望ましい。後日、希望した事項

に関して、電話や書面の郵送などの方法により、通知がされる。

なお、検察官が被害者等の事情聴取をした場合には、その機会に、通知希望の有無やどのような事項について通知を希望するかが確認されるが、万引の場合には、被害店舗に対する事情聴取が警察署からのみになる場合が多く、その場合には、被害店舗から通知希望の意思を改めて検察官等に申し出る必要がある。

### 3. 万防機構の対応

万防機構では、上記1. の主旨を踏まえ、制度の周知に向けた活動を行なうべく平成26年末より法務省担当部局との折衝を開始したところ。今後、制度の周知に向けた普及推進活動を行なうとともに、小売業・サービス業における制度の活用を支援する活動を実施する。

参考：被害者等通知依頼申請書（例）

## 被害者等通知依頼申請書

平成 年 月 日

検察庁 御中

申請者

□

下記事件につき、被害者等通知制度に基づき、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等について、私に対しての通知を依頼します。

記

|               |  |
|---------------|--|
| 事 件 発 生 日     | 年 月 日  |
| 事 件 番 号       |  |
| 被疑者もしくは被告人名   |  |
| 罪 名           |  |
| 被 害 者 ( 店 舗 ) |  |
| 被害者（店舗）との関係   | <input type="checkbox"/> 被害店舗で働いています。<br><input type="checkbox"/> 被害店舗店長です。<br><input type="checkbox"/> 被害店舗本社（本部）で働いています。<br><input type="checkbox"/> 被害店舗本社（本部）役員です。<br><input type="checkbox"/> 被害店舗の代理人弁護士です。<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) |

\* 太字は必須事項

## ＜平成 27 年1月 20 日 現在 万防機構 役員一覧＞

- 1 理事長 駿河台大学名誉教授 河上和雄
- 2 副理事長 元東京都副知事、元警察庁生活安全局長、(株)東京ビックサイト社長 竹花 豊
- 3 理事 愛知県書店商業組合万引対策特別委員長 加藤和裕
- 4 理事 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会理事長 山田晋作
- 5 理事 日本万引防止システム協会会長 戸田秀雄
- 6 理事 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合専務理事 若松 修
- 7 理事 日本書店商業組合連合会会長 船坂良雄
- 8 理事 日本チェーンドラッグストア協会常任理事 防犯・有事委員長 池野隆光
- 9 理事 一般財団法人流通システム開発センター 元調査部長 佐藤 聖
- 10 理事 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構事務局長 福井 昂
- 11 理事 日本小売業協会専務理事 岡部義裕
- 12 理事 日本百貨店協会専務理事 井出陽一郎
- 13 理事 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会副会長 増井徳太郎
- 14 理事 一般社団法人日本専門店協会専務理事 元松明彦
- 15 理事 一般社団法人日本ショッピングセンター協会専務理事 篠原一博
- 16 理事 日本レコード商業組合渉外・政官担当理事 矢島靖夫
- 17 理事 公益財団法人全国防犯協会連合会専務理事 田中法昌
- 18 理事 公益社団法人日本防犯設備協会代表理事 服部範雄
- 19 理事 認定NPO法人日本ガーディアン・エンジェルス理事長 小田啓二
- 20 理事 日本チェーンストア協会専務理事 井上 淳
- 21 理事 日本スーパーマーケット協会専務理事 竹井信治
- 22 理事 一般社団法人全国警備業協会専務理事 上原美都男
- 23 理事 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事 伊藤廣幸
- 24 理事 社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会事務局長 大津直也
- 25 理事 一般社団法人日本ボランティア・チェーン協会常務理事 中津伸一
- 26 理事 一般社団法人自動車用品小売業協会事務局長 山下 睦
- 27 理事 全国商店街振興組合連合会最高顧問 桑島俊彦
- 28 理事 弁護士法人松尾総合法律事務所 弁護士 菊間千乃
- 29 理事 前日本万引防止システム協会会長 山村秀彦

監事 渡部喬一法律事務所 弁護士 渡部喬一

顧問

ミヤンマー大使、元警視総監 樋口建史

運営組織

調査研究委員会委員長 加藤 和裕、政策委員会委員長 山村 秀彦、普及推進委員会委員長 若松 修、

総務委員会委員長 戸田 秀雄、広報委員会委員長 菊間 千乃

河上和雄

全国万引犯罪  
防止機構理事長



新年 明けましてお  
めこといびたいです。  
平素は当り防犯機構で  
理解を賜り心より感謝  
申し上げます。

「万引をしない」さ  
せぬ。罰金だに「  
のキャッチフレーズの  
もと、全件警察へ通  
報の運動が全国展開  
されるようになり、  
各地区の万引防止対  
策の組織的な取組みが  
活発化し「万引の起き  
にくい社会」への「  
向けて本格的な展開が  
なされつつあります。  
その活動の一環を述  
べてきた特定非営利活  
動法人全国万引犯罪防  
止機構(略称 万防機  
構)は、本年6月に設  
立10周年を迎えます。  
この間、全国の組織を  
はじめ、関係官庁、関  
連団体の協力の支援  
とご協力をいただきま  
したことを、厚く御礼申

申し上げます。

最新の万引犯罪の状  
況ですが、わが国の刑  
法犯認知件数が2010  
年で半減する中で、万  
引犯罪の減少傾向は弱  
く全刑犯認知件数の  
約10%を占めるに至っ  
ています。またその特  
性としても高齢者の犯  
罪が少年を下回らない  
問題化が組織的万引  
で高頻度被害者が増加  
するなか、万引犯罪の  
複雑化、悪質化が目立  
ってきています。侵入  
窃盗などの窃盗犯罪が  
大幅に減少している中  
で、悪化が著しい万  
引に関しては認知件  
数、検挙・捕縛数など  
データ上では顕著な成  
果を挙げているわけ  
はありません。この事  
実を万防機構としても  
頭を下げ止めておりま  
す。

この難局に対し、実  
行力のある活動や提言  
をするため、1年前に  
竹花雄氏を副理事長と  
招聘しました。過去に  
あまたの組織を築いて  
いる氏の経験と知識を  
よって、全国や関係官  
庁の結束力を高め、いま  
まで着手できなかった

3つの困難な課題 ①  
「高齢者の対策」  
②「防犯画像の取扱  
い」③「犯罪被害の  
情報の取扱」に正  
面から取り組むことが  
できました。その成果は  
月20日の福澤総会で  
万防機構の総会の新し  
い3つの提言案として  
結集すると宣言してい  
ます。なにより、この  
提言の精神には、  
「店舗側の方を支援  
管理の権限」と「個人  
のプライバシー」の権  
限に犯罪をさせない  
「悪の返りなし」家族  
を不幸にしない、など  
「正義をまもります」  
「権利」の3つの権利  
が織り込まれているか  
らです。この3つのた  
げれば、それぞれの権  
利は、相反するもので  
はない、互に補完し  
合うものである、と再  
確認できるかと思いま  
す。

外に出ない窃盗罪に  
なわりのでは、「  
りませんが、本来の法律  
の趣旨を説明するとい  
ふことが必要です。こ  
れは、平成28年の3  
月20日の福澤総会  
の提言の「店内確保の  
提言」がベースになっ  
ています。提言をあら  
びたてない、議論を  
風にして言が納得でき  
るまで進んでい、それが  
皆一貫した活動  
ではない手です。それ  
ゆえ、この提言には  
文部科学省、警察庁、  
日本小売業協会の後援  
が必要であり、中学校だけ  
でなく全国の信用金庫  
なども参加されている  
のです。それが提言の  
本意でも目的なので  
す。

万引対策は二つの観  
点で推進する必要があります。  
①「三目的の観点」  
は、平成28年版犯罪日  
報を踏まえていいる関  
連機関の早い段階での  
連携及び連携の重要性  
です。本会が「他  
人とのコミュニケーション  
能力を定めないで防犯  
構制作の弊害が指摘  
されています。学校関  
係者から、万引は店

会において本人を取り  
巻く地域社会内を再  
構築し、地域社会内に  
再統合していく方が  
必要であると考えられ  
る。「三目的」は、ま  
ず、①「三目的」は、  
等も含めた関係諸機関  
の間で適切な連携を図  
ることで適切な医療的  
措置が講じられるよう  
な体制を整える。「  
とあり、これら3つ  
ゆる犯罪原因論に關す  
る一連の提言は、所管  
する行政機関や専門機  
関の一層の推進と連携  
が必須です。

もしこの重要な観  
点、万引できない病  
場作りや現場の整備を  
主眼とする犯罪機会論  
の一連の提言の推進で  
す。犯罪に手を染めや  
すい人々を犯罪から守  
るために、被害者や警  
備員が「この店が  
地域から愛されるた  
めには、地域のお客様  
に、高齢者や成人や青少  
年から万引犯を出さ  
ないよう、また、た  
協力して取り組むこと  
と率先垂範すること  
で、備前は共有化され  
対策が継続されることを  
目指します。いま一度、万  
引の未然防止対策を  
検討されるようお願い  
します。

現在、設立当初から  
要望があった大量万引  
防止のための万引防止  
・盗難防止アラートシ  
ステムや盗難回避防止  
のためのデータベース  
作りの協議しており、  
これらの実行力のある  
対策を推進していか  
れたら、社会からの支  
援の輪が必要となっ  
ていきます。財政的支援  
のご意思をお持ちにな  
る関係者の方々の広範  
な協力を築き心よりお  
願い申し上げます。

万引防止は二つの観  
点で推進する必要があります。  
①「三目的の観点」  
は、平成28年版犯罪日  
報を踏まえていいる関  
連機関の早い段階での  
連携及び連携の重要性  
です。本会が「他  
人とのコミュニケーション  
能力を定めないで防犯  
構制作の弊害が指摘  
されています。学校関  
係者から、万引は店

万引の未然防止対策を  
検討されるようお願い  
します。

現在、設立当初から  
要望があった大量万引  
防止のための万引防止  
・盗難防止アラートシ  
ステムや盗難回避防止  
のためのデータベース  
作りの協議しており、  
これらの実行力のある  
対策を推進していか  
れたら、社会からの支  
援の輪が必要となっ  
ていきます。財政的支援  
のご意思をお持ちにな  
る関係者の方々の広範  
な協力を築き心よりお  
願い申し上げます。

万引防止は二つの観  
点で推進する必要があります。  
①「三目的の観点」  
は、平成28年版犯罪日  
報を踏まえていいる関  
連機関の早い段階での  
連携及び連携の重要性  
です。本会が「他  
人とのコミュニケーション  
能力を定めないで防犯  
構制作の弊害が指摘  
されています。学校関  
係者から、万引は店